

# 上山市議会会議録

第513回臨時会

(令和3年5月31日)

令和3年5月31日（月曜日） 午前10時 開会

---

## 議事日程第1号

令和3年5月31日（月曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 諸般の報告  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 会期決定  
日程第 4 議第32号 令和3年度上市市一般会計補正予算（第3号）  
日程第 5 報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について  
（閉 会）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

---

## 出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（15人）

1番	長	澤	長右衛門	議員	2番	石	山	正	明	議員		
3番	佐	藤	光 義	議員	4番	守	岡		等	議員		
5番	高	橋	要 市	議員	6番	棚	井	裕	一	議員		
7番	谷	江	正 照	議員	8番	尾	形	み	ち	子	議員	
9番	川	口		豊	議員	10番	中	川	と	み	子	議員
11番	神	保	光 一	議員	12番	枝	松	直	樹	議員		
13番	川	崎	朋 巳	議員	14番	高	橋	義	明	議員		
15番	大	沢	芳 朋	議員								

欠席議員（0人）

---

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛 市 長	山 本 幸 靖 副 市 長
尾 形 俊 幸 庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局局長	富 士 英 樹 市政戦略課長
鈴 木 英 夫 財 政 課 長	前 田 豊 孝 税 務 課 長
佐 藤 毅 市 民 生 活 課 長	鈴 木 直 美 健康推進課長
鏡 裕 一 福 祉 課 長	齋 藤 智 子 子 ども 子 育 て 課 長
木 村 昌 光 商 工 課 長	安 田 紀 之 観 光 ・ ブ ラ ン ド 推 進 課 長
漆 山 徹 農 林 夢 づ くり 課 長 (併)農業委員会 事務局局長	須 貝 信 亮 建 設 課 長
横 戸 利 平 上 下 水 道 課 長	武 田 浩 会 計 管 理 者 (兼)会計課長
黒 田 彰 久 消 防 長	古 山 茂 満 教 育 委 員 会 長 教 育
土 屋 光 博 教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長	塚 原 洋 樹 教 育 委 員 会 長 学 校 教 育 課 長
大 澤 泰 雄 教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長	高 橋 秀 典 教 育 委 員 会 長 ス ポ ー ツ 振 興 課 長
板 垣 郁 子 選 挙 管 理 委 員 会 長 選 挙 管 理 委 員 会 長	花 谷 和 男 農 業 委 員 会 長 農 会
大 和 啓 監 査 委 員	舟 越 信 弘 監 事 査 務 委 員 会 長 監 事 査 務 委 員 会 長

---

**事 務 局 職 員 出 席 者**

金 沢 直 之 事 務 局 長	鈴 木 淳 一 副 主 幹
渡 邊 高 範 主 査	齋 藤 理 恵 主 任

---

**開 会**

○長澤長右衛門議長 去る5月24日告示になりました第513回臨時会をただいまから開会いたします。

---

**開 議**

○長澤長右衛門議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号によって進めます。

初めに、今期臨時会の運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長高橋義明議員。

〔高橋義明議会運営委員長 登壇〕

○高橋義明議会運営委員長 おはようございます。

去る5月27日、議会運営委員会を開き、今期臨時会の日程について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、会期であります。提出議案等を勘案した結果、本日1日とすることにいたしました。

次に、議事日程第1号について申し上げます。

初めに、予算議案1件については、提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたしました。最後に専決処分の報告を受け、本日は以上をもって閉会することにいたしました。

なお、会期日程及び議事日程の詳細は、各位のお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

## 日程第1 諸般の報告

○長澤長右衛門議長 日程第1、諸般の報告であります。事務局より報告いたします。

事務局長。

〔金沢直之事務局長 登壇〕

○金沢直之事務局長 諸般の報告を申し上げます。

第1、招集告示について

去る5月24日、上山市告示第160号によって、令和3年5月31日、上山市議会第513回臨時会を招集する旨、告示されました。

第2、出席要求について

令和3年5月24日、議第93号をもって地方自治法第121条の規定により、市長ほか各関係機関に第513回臨時会に出席するよう要求いたしました。

これに対し、各関係機関より回報を受理しております。

第3、会議出欠議員数について

議員定数 15人

現在出席議員数 15人

以上で報告を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○長澤長右衛門議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において

7番 谷江正照 議員

11番 神保光一 議員

14番 高橋義明 議員

を指名いたします。

## 日程第3 会期決定

○長澤長右衛門議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思いま

すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~  
**日程第4 議第32号 令和3年度  
上山市一般会計補正予算  
(第3号)**

○長澤長右衛門議長 日程第4、議第32号令  
和3年度上山市一般会計補正予算(第3号)を  
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました  
議案について御説明申し上げます。

議第32号令和3年度上山市一般会計補正予  
算(第3号)についてであります。今回の補  
正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種に  
要する経費や国の制度による子育て世帯に対す  
る特別給付金など、早急に予算措置を必要とす  
る事業について計上するもので、歳入歳出それ  
ぞれ5億4,600万円を追加し、予算の総額  
を148億6,000万円とするものでありま  
す。

歳入につきましては、国庫支出金、繰越金を  
増額するものであります。

歳出につきましては、3款民生費において、  
国の制度による子育て世帯生活支援特別給付金  
を計上するものであります。

4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチ  
ンの接種期間の延長等に伴い、必要な経費を計  
上するものであります。

7款商工費では、ポストコロナ社会の事業展

開を支援する施策として、県の新型コロナ対策  
認証制度の認証を受け、新商品の開発やプロモ  
ーション活動に取り組む市内事業者に対する支  
援金を計上するものであります。

なお、詳細につきましては財政課長から説明  
申し上げますので、よろしく御審議の上、御可  
決くださいますようお願い申し上げます。

○長澤長右衛門議長 財政課長。

〔鈴木英夫財政課長 登壇〕

○鈴木英夫財政課長 命によりまして、議第3  
2号令和3年度上山市一般会計補正予算(第3  
号)について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和3年度上山市の一般会計補正予算(第3  
号)は、次に定めるところによるものでありま  
す。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算  
の総額に歳入歳出それぞれ5億4,600万円  
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ  
ぞれ148億6,000万円とするものであり  
ます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及  
び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出  
予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」に  
よるものであります。

それでは、「第1表 歳入歳出予算補正」に  
ついて御説明申し上げますので、2ページ、3  
ページをお開き願います。

最初に、歳入から申し上げます。

15款国庫支出金は、5億3,600万円を  
増額し、補正後の額を20億627万2,00  
0円とするものであります。2項国庫補助金  
の増によるものであります。

20款繰越金は1,000万円を増額し、補  
正後の額を1億3,233万4,000円とす

るものであります。

その結果、歳入合計では5億4,600万円を増額し、補正後の額を148億6,000万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3ページを御覧ください。

3款民生費は2,375万円を増額し、補正後の額を46億3,589万4,000円とするものであります。2項児童福祉費の増によるものであります。

4款衛生費は4億9,225万円を増額し、補正後の額を14億7,711万6,000円とするものであります。1項保健衛生費の増によるものであります。

7款1項商工費は3,000万円を増額し、補正後の額を16億3,527万3,000円とするものであります。

その結果、歳出合計では5億4,600万円を増額し、補正後の額を148億6,000万円とするものであります。

次に、事項別明細書について御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費は、2,375万円の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（子育て世帯支援）で、国の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業により、このたびは児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯や、家計が急変した世帯などを対象に、子ども1人当たり5万円を支給するもので、給付金のほか、事務費を計上するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費は、4

億9,225万円の増であります。予防事業費で、新型コロナウイルスワクチンの住民接種に係る経費において、接種期間が延長されるなど状況の変化に対応するほか、コールセンターの増設、障がい者等の予約代行窓口の設置、送迎バス等の運行、個別接種の予約管理などに要する経費について、新たな予算措置が必要となったことから、委託料、報償費等を増額するものであります。

7款1項商工費4目観光物産費は3,000万円の増であります。新型コロナウイルス感染症対策費（新生活様式対応）で、安心・安全なかみのやま温泉のブランド化を図るため、山形県の新型コロナ対策認証制度の認証を受けた飲食業や宿泊業を営む事業者が、プロモーション活動や新商品等の開発に取り組む場合、20万円を上限に実費分を支援する安全対策強化経済活動支援金を措置するほか、安心・安全なかみのやまを広く発信し、誘客につなげるための広告料を措置するものであります。

以上で歳出の説明を終わります。歳入の説明を申し上げますので、前に戻りまして、8ページ、9ページをお開き願います。

最初に、15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は2,000万円の増であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものであります。

2目民生費国庫補助金は2,375万円の増であります。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の財源である新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を計上するものであります。

3目衛生費国庫補助金は4億9,225万円の増であります。ワクチン接種における接種体制の確保等に対する国庫補助金である新型コ

ロウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を計上するものであります。

20款1項繰越金1目繰越金は1,000万円の増であります。前年度繰越金を増額計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○長澤長右衛門議長 3番佐藤光義議員。

○3番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第32号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま3番佐藤光義議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第32号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を区分して行います。

初めに、歳出からの質疑とし、3款民生費、4款衛生費についての質疑、発言を許します。尾形みち子議員。

○8番 尾形みち子議員 3款民生費2目児童措置費についてお尋ねいたします。

今回、新型コロナウイルス感染症対策で子ども1人につき5万円を支給することについて、これに対する本市の対象人数ですね。それから、一律なのかどうか。それから、家計が激変したという、この部分についてもお尋ねいたします。

○長澤長右衛門議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 まず、1つ目の対象者、児童手当受給者でありますけれども、このたびの対象世帯は児童手当を受給する世帯で非課税の方が対象であります。本市の児童手当支給対象世帯は約1,800世帯、児童の数にしますと3,000人がおりますけれども、このうち非課税の方となれば、税の情報をいただいてから特定することになりますので、その後人数が確定するという形になります。

なお、このたび予算計上させていただいている給付金の部分は1,985万円ということで、児童数にすれば397人分を計上させていただいております。

また、2つ目の、一律かどうかという御質問であります。このたびは児童1人につき一律5万円であります。

また、3番目の家計急変者については非課税世帯と非課税世帯相当になっている収入となった方ということで、こちらについては特に扶養親族の数なども影響してまいりますので、個別に対応させていただく部分となっております。

○長澤長右衛門議長 尾形みち子議員。

○8番 尾形みち子議員 家計が急変したということも含めてなのですけれども、スピード感を持って対応するということであろうと思うのですけれども、支給までどのぐらいの日数がかかるのかについてお答えください。

○長澤長右衛門議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 この給付金の目

的でも可能な限り速やかにということがありますけれども、支給要件確認のために必要な税の情報を取得する必要がありますので、それが可能となるのが6月中旬以降であります。その後、この給付金を受け取るかどうかという受け取りの意思を確認し、支給につなげていきますので、早くて7月中旬ということと考えております。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はございませんか。守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 衛生費についてお尋ねします。ワクチン接種についてですけれども、最初、当初の申込みでは大変な混乱が生じて、その後80歳以上ということで限定的な申込みが変わって、明日の市報でさらに65歳以上の方の申請について提示されるということですが、お尋ねしたいのは、高齢者の方が、特にパソコン環境のない方が、今後申請の面で大きな不安を持っているのですけれども、電話で本当に申請が受理されるのかどうか、まずお聞きします。

○長澤長右衛門議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 4月21日から予約受付開始しまして、議員おっしゃるとおり、当初、多くの対象者に対してワクチンの確保数が少なかったということもあり、非常に混乱させてしまって、大変申し訳なく思っております。

現在、80歳以上につきましては、対象者を絞った上で、予約枠は全ての方のワクチンを確保した上で予約の受付をしております。

なお、6月7日号の市報でお知らせいたします79歳以下の方々につきましては、さらに年齢を絞って受付をいたしますので、対象年齢を絞ることでさらに少ない方が予約することになりますので、今までよりは混乱は少ないと考えております。

また、予約環境、パソコン等の環境がない方につきましては、これから特に障がい者等、予約しづらい方については、代理申請という窓口を設置したいと考えております。

○長澤長右衛門議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 あと、医療関係の従事者の接種状況がどうなっているのかというのが非常に気になるのですけれども、それと同時に、高齢者施設あるいは学校の先生たちですね。こうした非常にリスクの高い人たちのワクチン接種の状況がどうなっているかというのがもう一つ聞きたいことと、あともう一つワクチンの確保が十分なのか。もし十分確保されている場合に、アストラゼネカ製のワクチンもひょっとしたら入ってくるのかどうか。これ、いわゆるメッセンジャーRNAとDNAという非常にファイザー社とは性質の違うワクチンなわけですが、イギリスのBBCのアナウンサーが死んでしまったという報道もありましたけれども、こうしたアストラゼネカ製のワクチンが入ってくるような可能性もあるのでしょうか。

○長澤長右衛門議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 まず1点目、医療従事者の方々につきましては、4月の中旬から接種が始まりまして、6月中旬で全ての方々の2回目の接種が完了する予定でございます。

また、高齢者施設の入所者の方につきましても、4月26日から順次接種を進めているところでございます。

また、ワクチンの確保につきましては、現時点で高齢者の方々のワクチンは全てファイザー社製で確保されております。ただ、高齢者以外の方々のワクチンの配送計画につきましては、現時点で国から詳細は示されておきませんが、現時点でアストラゼネカ社製のワクチンは使用

しないものと見込まれております。

○長澤長右衛門議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 最後に、接種形態についてですけれども、やはり市民の方、集団接種に非常に不安を持っている方が多くいらっしゃいまして、個別接種の方向性が先ほど示されましたけれども、いつから何か所ぐらいで個別接種が可能かどうかお示してください。

○長澤長右衛門議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 個別接種につきましては、現在医師会と調整しておりまして、7月の初めから予約受付が開始されるものと考えております。

また、箇所数につきましては、今全ての医療機関に手挙げ方式で申請を募っているところでございます。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はありませんか。枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 では、今のに関連しまして、コロナウイルスのワクチンの接種について伺います。

私は、今守岡議員が聞いた内容と課長の答弁が食い違ったなと思ったものですから、確認をさせていただきたい。優先接種で医療関係者は終わったと。守岡議員が聞いたのは、高齢者施設に入所している人ではなくて、そこに従事する介護士、職員ですね。加えて、学校の先生、加えて幼稚園や保育所の保育士、教員、こういう人たちが常に子どもと接触しているわけですから、この人たちがなぜ優先接種に該当しないのかという疑問を私は持っておりました。その点についてお聞かせください。

それから、電話あるいはインターネットのほかに窓口を設置して、例えば市役所で面談方式で受け付けるといったところもあったように思

いますけれども、そういうつもりはないのかどうか。

それから、接種会場までの、この予算の中には、委託料としてタクシーの送迎代が入っているかと思いますが、どういうふうにこの運用をするのかですね。個人がタクシー会社に電話して、まさかその代金を市が払うことはないでしょうから、地区単位とか何かになるんだと思いますが、その送迎の仕方についてもお聞かせください。

○長澤長右衛門議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 まず、1点目の優先接種の考え方でございますが、国で示しております、まずは医療従事者、高齢者、そしてその次に基礎疾患のある方と高齢者施設の従事者、こういうことが国から明示されております。ですので、基本的に高齢者施設の従事者につきましては、基礎疾患のある方と同じステージの順位になると思っております。

ただ、条件を満たした場合、例えば医療機関と同じ施設にある施設であれば、医療従事者と同じ時期に従事者が接種できるということで、本市におきましても既に高齢者施設の従事者で、ある条件を満たして従事者が接種している施設もございます。ただ、優先順位としては、あくまで国が示した順位にのっとるべきと考えております。

ただ、例えば本市の保育施設の方々であったり、高齢者施設の従事者の方につきましては、ワクチンのキャンセル分、これを廃棄防止という意味で、集団接種会場で出た余りのワクチンについては、現在、順次高齢者施設の従事者、保育施設の従事者、こういった方々に接種を進めているところでございます。

2点目、申請窓口の設置につきましては、先

ほど申しあげました予約環境がない方とか、障がい者の方につきましては、現時点の案としては、各出張所単位の地区を回って代理申請を受け付けたいと考えております。

あと、無料送迎につきましては、接種の受付と同時に、必要な方については申込みを受け付けます。各地区ごとに割り振りをいたしまして、そこで基本的には乗合のジャンボタクシーの運用で送迎を行いたいと思っております。

○長澤長右衛門議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 まず、優先接種ですが、しらさぎ保育園でもクラスターが発生しておりますし、今日も朝見てきましたけれども、マスクをしている子、していない子、入り乱れて遊んでいるわけですね。だから、先生方は大変慎重になって、全員もちろんマスクはしているのですけれども、この人たちがなぜ優先接種、国の指針から逸脱することはできないということですか。上山市単独で余ったものをやるという、そのレベルなのか。もうちょっと冷静に考えてみれば、学校の先生もわかりですが、極めてリスクの高い仕事をされているということを見ると、ここがなぜ動かないのか、ここは国会じゃないので、課長に聞いてもこれ以上無理かもしれませんが、国の指針から逸脱することはできないということを、明確に返答してください。

○長澤長右衛門議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 おっしゃるとおり、優先接種の順位については、国が示している順位ということから逸脱できないものと考えております。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、7款商工費についての質疑、発言を許します。棚井裕一議員。

○6番 棚井裕一議員 新生活様式対応の予算で、県の指針に基づいたとありましたけれども、飲食業、宿泊業、緊急事態宣言の延長も伴い、大変厳しい状況にあるということもお聞きしております。この該当する事業者への周知は十分なされているのか、県からなされているのか、本市でも行っているのかということ。

それと、本市独自のペイペイを使った消費喚起策というものもありますけれども、事業者にとってさらに消費を促すような策というのは、事業者に現金をばらまくというのではなくて、宿泊業、飲食業に誘導する、誘致するというのですか。消費を促す策というのは、今後のことは分からないかもしれませんが、なかなか弱いように感じるのですけれども、その点のお考えをお伺いします。

○長澤長右衛門議長 観光・ブランド推進課長。

○安田紀之観光・ブランド推進課長 それでは、私から御説明させていただきます。

まず1点目、事業者に対する周知について、どのような手段を取っているかということについてお答えいたします。

5月25日、市、それから商工会、観光物産協会、それから旅館組合、共同で新型コロナウイルス感染症対策の説明会、県の認証制度に関する説明会を実施させていただきました。こちらの参加者は約40の事業主が参加いただきました。

それと、2つ目の御質問でございますが、今回実施する支援制度についての御質問にお答えさせていただきます。

今回、県の認証制度を受けた事業者が実施するプロモーションや新たな商品、プラン開発の経費を支援していきます。そうすることによって、宿泊業、飲食店等の支援をすることによりまして、関連する事業主の支援につながるものと考えて実施いたします。

○長澤長右衛門議長 棚井裕一議員。

○6番 棚井裕一議員 いわゆる飲食業を含め、令和2年度から新生活様式対応についての県ないし市のそういった対応した設備の補助金というのですか、そういったものもあってか、今回の40件ですか、40事業所ということだと思います。さらにそういった点で、もっと徹底して、クラスター等々が起こらないように周知していただきたいとともに、消費喚起策を今後考えていただきたいと希望して質問を終わります。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はありませんか。枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 今に関連ですが、負担金補助及び交付金ということで2,900万円が計上されています。20万円が上限ですから、単純に割り算すると145件分の件数なんです。ちょっとその中身が、プロモーション費用も含めての新生活様式対応ということなんですが、果たして145件も応募があるのかなと危惧するものですから、もうちょっとかみ砕いて事例を挙げながら、こういうことに利用できますということで挙げていただかないと、未達に終わる、まあ未達でもいいのしょうけれども、なるべく予算を消化できるようにするには、もうちょっと丁寧な、それこそこちら側からのプロモーションが必要かなと思います、いかがでしょうか。

○長澤長右衛門議長 観光・ブランド推進課長。

○安田紀之観光・ブランド推進課長 まず、今

回のこの施策について申し上げますと、県の認証事業を使って、まず新型コロナの対策が十分にできているかどうかというところの認証を受けたものを対象に支援するものでございます。

この県の認証制度というものでございますが、コロナ対策ができていないかどうかということの調査が入りまして、その調査に満たない、不備の施設がある場合に、その施設について、上限はございますが、その設備を整えるための費用も県のほうで補助していただくということになっております。

それを認証した上で、今後経済活動をしていく上で、新たに努力をして、新商品及び新プラン等を開発あるいは進めていこうとしている事業に対して、プロモーションの費用を補助するというものですが、例えばCM制作だとか、あるいはポイントプログラム等といった具体的な内容について御相談を受けながら実施していくという予定でございます。

○長澤長右衛門議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 ですから、これは県の認証制度をまず取る必要があるということだと思いますね。それぞれ個別の店に訪問して、ここはアクリル板がないと駄目だというようなことになると、そのアクリル板の設置費用は県で持つということですね。そういった認証を受けた店を対象に20万円ですから、ハードルはもうちょっと高くなってきて、大変なのかなと思っていて、活用できるだけの意欲のある事業者が本当に現れてくれるといいのですが、丁寧はその辺は御指導いただきたいという要望にとどめておきたいと思っております。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はございませんか。谷江正照議員。

○7番 谷江正照議員 この145件分のプロ

モーションを達成するために、ぜひ本市では、県に先駆けまして、密ナシランという取組をして、大変注目も浴びております。御説明ですと、飲食ですとか、そういったところですけども、密ナシランで実績のある観光果樹園等ですね、そういったところの分野が取り組む際は、この補助は対象になるのかお示しいただきたいと思います。

○長澤長右衛門議長 観光・ブランド推進課長。

○安田紀之観光・ブランド推進課長 今回の支援策は、県の認証制度を活用するものでございます。県の認証制度は飲食を伴うという事業になりますので、観光果樹園の場合は今回適用外になります。一部飲食を伴うところにつきましては、対象ということになります。

○長澤長右衛門議長 谷江正照議員。

○7番 谷江正照議員 飲食を伴うという分野の解釈で、観光果樹園ではもぎ取り、そしてその場で食べるなんてことも商品化されておりますので、そういったものであれば、県の認証を受ければ、この部分はクリアできると考えてもよろしいのでしょうか。

○長澤長右衛門議長 観光・ブランド推進課長。

○安田紀之観光・ブランド推進課長 観光果樹園のもぎ取りは、対象とはならないものです。

○長澤長右衛門議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

以上で歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入について、質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

以上で議第32号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第32号令和3年度上山市一般会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

#### 日程第5 報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

○長澤長右衛門議長 日程第5、報告第4号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。副市長。

〔山本幸靖副市長 登壇〕

○山本幸靖副市長 ただいま議題となりました報告第4号損害賠償の額の決定についての専決処分について御説明申し上げます。

令和3年4月3日、午前7時20分頃、上山市旭町地内において、損害賠償請求者が所有する石垣の一部が破損した事故で、これにより生じた損害額9万6,800円を賠償するため、専決処分を行ったものであります。

事故の内容につきましては、火災の消火活動のため、当該石垣を踏み、一部破損したもので、これにより生じた損害額を賠償するものです。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。

○長澤長右衛門議長 最後にお諮りいたします。

今期臨時会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

---

## 閉 会

○長澤長右衛門議長 以上で今期臨時会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第513回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時41分 閉 会

議 長 長澤 長右衛門

會議録署名議員 高 橋 義 明

同 上 谷 江 正 照

同 上 神 保 光 一

